

【返金規定】

※当社「人材紹介契約書」より一部抜粋

第8条（人材紹介料の返還）

1. 乙の紹介した人材が甲に入社後、以下の各号に定める期間内に乙の責めに帰すべからざる事由により退職（当該人材の自己都合による退職を含む。）又は解雇に至った場合、乙は何らの責任も負わない。ただし、採用された人材が入社6か月以内に、乙の責めに帰すべき事由により退職した場合、乙は、甲に対し、以下の各号に定めるとおり人材紹介料を返還する。

(1) 入社後1か月以内 : 人材紹介料の80%相当額

(2) 入社後1か月超～3か月以内 : 人材紹介料の50%相当額

(3) 入社後3か月超～6か月以内 : 人材紹介料の10%相当額

2. 乙は、前項により返還すべき人材紹介料を、当該候補者の退職又は解雇日の属する月の翌月末日までに、甲の指定する金融機関口座へ振込送金する方法により支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。